

# 大分県報

令和六年  
第五六八号  
十二月十三日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 一 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧………
- 一 道路区域の変更………
- 一 道路の供用開始………
- 一 急傾斜地崩壊危険区域の指定（二件）………
- 二 建築基準法による道路位置の指定………
- 六 公 告
- 六 開発行為の完了………

### 告示

**大分県告示第五百六十三号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和六年十二月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

### 事業名

県営防災重点農業用ため池等整備事業

### 地区名

小田池地区

### 縦覧期間

令六・一二・一三から  
令七・一・一四まで

### 縦覧場所

豊後高田市役所

令和六年十二月十三日

大分県報（告示）

一

### 大分県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和六年十二月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和六年十二月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道別府山香線	別府市大字内電字影ノ木三三四六番三から 別府市大字内電字影ノ木三三四七番三まで	前	一九・三メートル 五・四	八七九・三
		後	一七・五 一・一・五	五六・二

### 大分県告示第五百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和六年十二月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和六年十二月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道梶寄浦佐伯線	佐伯市鶴見大字吹浦字タツノ口一九〇三番二から 佐伯市鶴見大字吹浦字鯛網代一八七四番九まで	令六・一二・一三



<p>内川野 宇佐市 安心院 町</p>	<p>鷹匠町</p>
<p>内川野 摺ノ 追奥 畑及び 尾花</p>	<p>標一点と九点を結んだ線の東側の部分) 二六四二番の一部(座標二点から九点までを順次結んだ線の北側の部分)、二六九九番一、二六九九番二、二七〇〇番、二七〇一番及び二七〇五番一点 北緯三二度五八分一〇秒二二五二 東経一三一度二三分五〇秒一二五二 北緯三二度五八分〇五秒八六五六 東経一三一度二四分〇〇秒〇〇七二 北緯三二度五八分〇四秒九八三六 東経一三一度二三分五八秒〇四五二 北緯三二度五八分〇三秒九五七六 東経一三一度二三分五七秒九四八〇 北緯三二度五八分〇五秒〇二六八 東経一三一度二三分五六秒一三三六 北緯三二度五八分〇六秒一七八八 東経一三一度二三分五四秒〇二〇四 北緯三二度五八分〇六秒七一八八 東経一三一度二三分五三秒九七三六 北緯三二度五八分〇九秒〇〇六六 東経一三一度二三分五一秒〇二八八 北緯三二度五八分〇八秒三五三二 東経一三一度二三分四九秒二四六八</p>
<p>次の一点から一点までを順次結んだ線及び一点と 一三点を結んだ線に囲まれた土地の区域 一点 北緯三三度二六分五二秒一七二三 東経一三一度二五分〇〇秒二四六六 二点 北緯三三度二六分五五秒〇七〇四 東経一三一度二五分〇三秒九二三一 三点 北緯三三度二六分五四秒三三三八 東経一三一度二五分〇四秒五〇五二 四点 北緯三三度二六分五三秒五六五三 東経一三一度二五分〇三秒八五七九 五点 北緯三三度二六分五一秒五六六八 東経一三一度二五分〇二秒九八五七 六点 北緯三三度二六分五一秒四五七二 東経一三一度二五分〇三秒二六四四 七点 北緯三三度二六分五一秒四七四二 東経一三一度二五分〇四秒四五七四 八点 北緯三三度二六分五一秒九七八四</p>	<p>大見尾 宇佐市 安心院 町</p> <p>大見尾 下脇 奥畑坂</p>
<p>坂畑</p>	<p>九点 東経一三一度二五分〇五秒六六九四 北緯三三度二六分五二秒五〇四五 東経一三一度二五分〇五秒九五〇五 一点 北緯三三度二六分五一秒八九〇五 東経一三一度二五分〇六秒四三五六 二点 北緯三三度二六分四九秒一五七二 東経一三一度二五分〇七秒四九二四 一三點 北緯三三度二六分四八秒九四三五 東経一三一度二五分〇四秒二四八二 二〇六番二の一部(座標一点と二点を結んだ線の東側の部分)、二〇六番三の一部(座標一点と二点を結んだ線の東側の部分)及び二〇六番四の一部(座標二点と三点を結んだ線の東側の部分) 二一三番一、二一五番一、二一六番、二一七番一、二一八番一の一部(座標一点と二点を結んだ線の東側の部分)、二一九番一の一部(座標一点と二点を結んだ線の東側の部分)、二二〇番から二二二番まで、二二三番一の一部(座標四点と五点を結んだ線の西側の部分)、二二三番二、二二三番三、二二四番の一部(座標三点から五点までを順次結んだ線の西側の部分)、二二五番一の一部(座標三点と四点を結んだ線の西側の部分)、二二五番二、二二五番三の一部(座標三点と四点を結んだ線の西側の部分)、二二六番、二二七番一から二二七番三まで、二二八番、二二九番一、二二九番二、二三〇番一の一部(座標三点と四点を結んだ線の西側の部分)、二三〇番二の一部(座標三点と四点を結んだ線の西側の部分)、二三一番一、二三一番二の一部(座標三点と四点を結んだ線の西側の部分)、二三一番三、二三六番の一部(座標三点と四点を結んだ線の西側の部分)、二三八番の一部(座標三点と四点を結んだ線の西側の部分)、二四一番一の一部(座標二点から四点までを順次結んだ線の南側の部分)及び二四一番二 二五七番一の一部(座標四点から六点までを順次結んだ線の西側の部分)、二五七番二の一部(座標四点から六点までを順次結んだ線の西側の部分)、二</p>

令和六年十二月十三日

大分県報(告示)

指定区域の名称	市町村	所	在	地番又は区域	<p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>大分県告示第五百六十七号</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。</p> <p>令和六年十二月十三日</p>	<p>これらの土地に伴う国有地等無番地の全部</p>	<p>中川原</p>	<p>六三番の一部(座標四点と五点を結んだ線の西側の部分)、二六六番の一部(座標四点と五点を結んだ線の西側の部分)、二六六番二、二六七番一、二六七番二、二六八番一、二六八番二、二六九番、二七〇番、二七一番一、二七一番二、二七二番、二七三番、二七四番一、二七六番一、二七七番、二七九番、二八一番、二八二番、二八四番、二八五番の一部(座標五点と六点を結んだ線の西側の部分)、二八六番の一部(座標五点と六点を結んだ線の西側の部分)及び二八六番二</p> <p>三二〇番の一部(座標五点と六点を結んだ線の西側の部分)</p> <p>一点 北緯三三度二五分一二秒七四九九 東経一三一度二五分〇九秒三四九四</p> <p>二点 北緯三三度二五分一三秒八七六一 東経一三一度二五分一〇秒二四一六</p> <p>三点 北緯三三度二五分一五秒〇八二六 東経一三一度二五分一二秒二五三二</p> <p>四点 北緯三三度二五分一七秒三五二〇 東経一三一度二五分一七秒七五五二</p> <p>五点 北緯三三度二五分一八秒五三三七 東経一三一度二五分一二秒四二一二</p> <p>六点 北緯三三度二五分〇七秒〇六一二 東経一三一度二五分〇八秒九八〇六</p>
	須平2								



